

# 社会保障・税番号制度

## —金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

### 第7回 番号導入が顧客に与える影響②——法人

NTTデータ経営研究所  
金融コンサルティングユニット アソシエイトパートナー 大野博堂

前回は、社会保障・税番号制度（番号制度）の導入が金融機関の個人顧客に与える影響について述べた。今回は、金融機関の法人顧客に着目して、その影響を考察する。

#### 法人番号をキーに顧客管理が可能に

個人番号は12ケタで管理されるが、法人に付与される法人番号は13ケタによるユニークな体系で管理される。それぞれの法人番号については国税庁が指定し、通知することになっている（注1）。また、番号法上、付与

された番号を変更することはできない。

各社の法人番号については国税庁のホームページでも確認でき、あわせて商号や本店、主たる事務所の所在地も公開される。これまで金融機関では、社名や独自に付けた法人コードなどで顧客管理を行ってきたが、これを法人番号に置き換えることで名称変更や所在地変更にも柔軟に対応できるようになり、事務負担の軽減や管理コストの削減につながることを期待できる。たとえば、取扱商品ごとに構築されるサブシステム間での法人

情報の連携や、金融機関のグループ間での法人情報の共有などの場面で、システムのメンテナンスコスト低減が図られるだろう。

法人番号に置き換えるうえで最初の作業となるのが、法人番号と自社で独自に付けた法人コードとの紐付けだ。まず国税庁ホームページから法人番号を一括でダウンロードし、紐付け作業を実施することになる。この作業には相応の時間を要するとみられるが、既存の顧客管理データベースに法人番号を新たに追加するよりも、国税庁ホーム

ページから取得した法人番号用の管理データベースを別途用意し、既存データベースとの紐付け管理を行ったほうが短期間で作業を終了させることができるだろう。

#### 法人番号の取得手続

##### ①対面での取得

法人顧客から法人番号を届け出てもらう必要性については、現時点で番号関係法令では特段の規定がない。ただし、特定の取引（注2）においては、法人顧客から取引のつど、法人番号を個別に取得することが求められている。

対面による法人番号の取得においては、相手方からの法人番号の提示のほかに、相手方を確認する際に行う実存確認（たとえば登記事項証明書の提示を受けること）によって本人確認をしなければならぬ。相手方から提示された法人番号について

は、国税庁ホームページで確認することが必要になるかもしれない。

法人番号を代理人が提示する際の手続については、現時点では番号関係法令で規定されていないが、従来の規制等に基づいて行われる代理人の本人確認措置および委任状等の確認が準用されるものと思われる。

## ②書面送付による取得

郵送をはじめとした法人からの書面送付による法人番号の取得および本人確認についても、現時点の番号関係法令では特段の規定がない。書面の記入・返送に加え、必要に応じて従来の規制等に基づいて行われる法人の実存確認のための証明書類等の送付を受けることで、法人番号の取得および本人確認を行うことが想定される。

## ③オンラインでの取得

同様に、オンラインでの法人番号の取得および本人確認についても、現時点では番号法令上、

特段の規定がない。

従来の法人認証サービスを用いて法人番号の取得や本人確認を行うことも考えられるが、たんなる法人番号の取得のみであれば、国税庁ホームページで後追いの確認が可能であることから、極端に言えば電子メールの本文に法人番号を記載してもらって送付を受けるといった取得方法も考えられる。また、金融機関の法人顧客向けサイトを通じて法人番号の申告を受けることも可能と考えられる。

個人番号については、番号関係法令で詳細にわたり本人確認措置などが規定されているのに対して、法人番号に関する本人確認措置あるいは法人番号取得については規定がないため、既存の番号関係法令に従いながら、ある程度自由な措置を行うことが可能と考えられる。ただし、国税関係の法令のなかには、法人番号の確認を求めている規定があり、そこでは法人番号の確認

証跡が規定されている点に留意が必要である。

その例として、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（財務五一）（2014年7月9日官報公布）において定められた投資組合に関する外国組合員に対する課税の特例があり、法人番号通知書の提示が求められている。

## 法人番号による融資モデル高度化への期待

個人番号と異なり、法人番号の利用範囲には制限がなく、制度導入当初から民間利用が容認されている。金融機関にとっては事務負担の軽減や管理コストの削減だけではなく、法人向け営業活動の効率化や融資業務での有効利用なども期待できるだろう。

たとえば、各企業が独自に割り当てている法人コードが、企業の枠を越えて法人番号で一本化されれば、融資先に関するさ

まざまな情報が紐付くこととなる。これにより、融資先の取引情報を網羅的に把握できるようになる。受発注情報などに基づき企業活動を精緻に分析・評価することで、新たなファイナンスの実現が可能になることも期待される。

\* \* \*

本稿では法人番号の利活用についても一部触れたが、民間利活用のあり方については、改めて個別テーマとして本連載にて取り上げたい。今回は、税務対応で番号付与が求められる法定調書について解説する。

(注) 1 法人番号については、法人格のない社団等も国税庁への申請等により番号をもつことができる。また、法人成りしていない個人事業主は、原則として法人番号をもたず、個人番号のみを保有することになる。  
2 海外送金や一定額以上の為替取引など。